

青森県報

第四千三百四十一号

平成二十九年
八月二十五日
(金曜日)

目次

告 示

- 指定障害福祉サービス事業者の障害福祉サービス事業の廃止の届出……………(障害福祉課) ……一
- 特定第二号漁業者の漁獲共済加入義務の発生……………(水産振興課) ……一
- 構造計算適合性判定を委任した指定構造計算適合性判定機関の住所変更の届出……………(建築住宅課) ……二
- 公 告
- 大規模小売店舗の変更の届出……………(商工政策課) ……二
- 建設業者の許可の取消し……………(三八地域) ……三
- 右 同……………(同) ……三
- 右 同……………(西北地域) ……三
- 出先機関
- 土地改良区の定款変更の認可……………(三八地域) ……四
- 公安委員会
- 役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格……………(交通指導課) ……四

告

示

青森県告示第五百九十六号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第四十六条第二項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者から障害福祉サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により公示する。

平成二十九年八月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害福祉サービス事業者	障害福祉サービスの種類	障害福祉サービス事業を行う事業所		廃止年月日
		名称	所在地	
社会福祉法人伸康会	居宅介護	ホームケア 平成の里	弘前市大字独狐 一字石田一二一の一	平成 二元・八・三
社会福祉法人伸康会	重度訪問介護	ホームケア 平成の里	弘前市大字独狐 一字石田一二一の一	〃

青森県告示第五百九十七号

漁業災害補償法(昭和三十九年法律第百五十八号)第百八条第二項の規定により次の発起人が求めた次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められたので、同条第五項において準用する同法第百五条の二第四項の規定により公示する。

平成二十九年八月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

発起人の住所及び氏名(名称)	区	域	区	分
下北郡東通村大字蒲野沢字浜の平一八 杉本 順	石持区域	石持漁業協同	小型定置漁業、	総トン数十トン

下北郡東通村大字蒲野沢字石持七一
手間本 政信

組合の地区

未満の漁船により行なう漁業であつて、主としていかつり漁業及び総トン数十トン未満の漁船により行なう漁業であつて、主としてたこ箱漁業

青森県告示第五百九十八号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第七十七条の三十五の八第二項の規定により、次のとおり同法第十八条の二第一項の規定により構造計算適合性判定を行はせることとした指定構造計算適合性判定機関から住所を変更する旨の届出があつたので、同法第七十七条の三十五の八第四項の規定により公示する。

平成二十九年八月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	区分名称	住所	構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地	変更年月日
パンスジャ株式会社	ロビーータスジャ株式会社	ビュールーベリ	神奈川県横浜市中山下町一	(東京御茶ノ水事務所) 東京都千代田区神田駿河台二丁目八(横浜事務所) 神奈川県横浜市西区高島二丁目一九の二	平成二十九年八月一日

公 告

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十九年八月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
カブ・大野店
- 二 青森市大字大野字前田七三の四外
大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
紅屋商事株式会社
青森市新町二丁目五の八
代表取締役 秦勝重
- 三 変更しようとする事項

区分	変更前	変更後	変更年月日
大規模小売店舗の設置に関する事項	駐車場の位置及び収容台数 二五二台 (位置は、届出書添付図面のとおり)	一三九台 (位置は、届出書添付図面のとおり)	平成三〇・三・二

- 四 届出年月日
平成二十九年七月十日

- 五 届出書及び添付書類の縦覧
1 場所
青森県商工労働部商工政策課及び青森市役所

- 2 期間
平成二十九年八月二十五日から同年十二月二十五日まで

- 3 時間
午前八時三十分から午後五時十五分まで

- 六 意見書の提出
ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができ

る。

1 提出期限

平成二十九年十二月二十五日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十九年八月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 スポーツネットひらい

二 氏名 平井紀成

三 主たる営業所の所在地 八戸市諏訪二丁目一三の四 平田住宅D号

四 許可番号 青森県知事許可(般―二六)第三〇〇五六五号

五 取消年月日 平成二十九年八月八日

六 取消しに係る建設業の許可

土木工事業、とび・土工工事業及び舗装工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十九年四月四日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十九年八月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 小野寺工業

二 氏名 小野寺一寿

三 主たる営業所の所在地 八戸市大字田面木字上野平六の六

四 許可番号 青森県知事許可(般―二六)第三〇〇二〇二号

五 取消年月日 平成二十九年八月八日

六 取消しに係る建設業の許可

管工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十八年四月二十七日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十九年八月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 成田建築

二 氏名 成田憲彦

三 主たる営業所の所在地 つがる市木造鶴泊七

四 許可番号 青森県知事許可(般―二六)第七〇〇四〇号

- 五 取消年月日 平成二十九年七月二十六日
- 六 取消しに係る建設業の許可
建築工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実

平成二十九年五月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、虻川土地改良区の定款の変更を平成二十九年八月七日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成二十九年八月二十五日

三八地域県民局長 津 島 正 春

公 安 委 員 会

青森県警察本部長告示第二十九号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の五第一項及び第六十七條の十一第二項の規定に基づき、県が平成二十九年十月一日から平成三十二年九月三十日までの間において、役務の提供を受ける契約（放置車両の確認及び標章の取付けに係るものに限る。以下「役務契約」という。）を一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）により締結する場合における競争入札に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）、競争入札参加資格の審査（以下「資格審査」という。）の申請の時期及び方法等を次のとおり定めたので、同令第六十七條の五第二項及び第六十七條の十一第三項において準用する同令第百

六十七條の五第二項の規定により公示する。

平成二十九年八月二十五日

青森県警察本部長 住 友 一 仁

一 競争入札参加資格

1 資格審査の対象となる者は、道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第五十一条の八第一項に規定する、青森県公安委員会の登録を受けた法人で、県と役務契約を締結することを希望する者であつて、次のいずれにも該当しない者とする。

- (一) 地方自治法施行令第六十七條の四第一項の規定に該当する者（ただし、被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ていない者を除く。）
- (二) 営業に関し許認可等が必要とする場合で、当該許認可等を受けていない者
- (三) 地方自治法施行令第六十七條の四第二項各号（同令第六十七條の十一第一項において準用する場合を含む。）に掲げる事由に該当し、競争入札参加資格を停止された期間を経過しない者及びこれらの者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
- (四) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「法」という。）第二条第二号に規定する暴力団をいう。）
- (五) 次に掲げる者
 - ア 暴力団員（法第二条第六号に規定する暴力団員をいう。）
 - イ 役員等（法人にあつては役員であつて経営に事実上参加している者、法人でない団体にあつては代表者、理事その他法人における経営に事実上参加している役員と同等の責任を有する者、個人にあつてはその者及びその使用人（支配人、本店长、支店长その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、事業所の業務を統括する者（事業所の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。）をいう。）をいう。以下同じ。）が自己若しくは第三者の不正な利益を図り又は第三者に損害を与える目的で暴力団の威力を利用したと認められる者
 - ウ 役員等が暴力団の威力を利用する目的で、若しくは暴力団の威力を利用したことに関し、金品その他財産上の利益の供与（以下「金品等の供与」という。）をし、又は暴力団の活動若しくは運営を支援する目的で相当の対価を

得ない金品等の供与をしたと認められる者
 エ 役員等が正当な理由がある場合を除き、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら金品等の供与をしたと認められる者
 オ 役員等が暴力団と交際していると認められる者

2 競争入札参加資格を有する者は、次に掲げる事項について資格審査を受け、その結果に基づいて契約の金額により区分されたA、B及びCの三等級のいずれかに格付された者であつて、当該契約の金額に対応する等級に格付されたものとす
 る。

(一) 生産額又は販売額

資格審査の申請をする日(以下「審査基準日」という。)の直前二年の各事業年度における生産又は販売について算出した年間平均生産額又は販売額

(二) 経営規模

ア 審査基準日の直前の事業年度終了後の決算(以下「決算」という。)における自己資本額(資本金、積立金(準備金)及び繰越利益(欠損)金の合計額とする。)
 イ 決算における事業に従事する職員数

(三) 経営比率

決算における流動比率(流動資産を流動負債で除して得た数値を百分比で表したものをいう。)

(四) 営業年数

審査基準日までの営業年数

(五) 障害者雇用状況

障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第二百二十三号。以下「障害者雇用促進法」という。)第四十三条第七項に規定する事業主にあつては、所轄の公共職業安定所に報告した直近の法定雇用率達成の有無とし、それ以外の事業主にあつては審査基準日における障害者(障害者雇用促進法第二条に規定する障害を有し、障害者雇用促進法第四十三条第一項に規定する労働に従事している者をいう。)の雇用人数とする。

(六) ISO 認証取得

審査基準日における国際標準化機構が定めた規格(ISO9001・14001)の認証取得の有無

二 競争入札参加資格の特例

契約について、当該契約に対応する等級に格付された者が少数であるため、入札の競争性が失われるおそれがあると認められる場合には、当該契約に対応する等級以外の等級に格付された者を、その者の駐車監視員資格者の雇用の状況等を勘案して、競争入札に参加させることがある。

三 資格審査の申請の時期

資格審査の申請の時期は、平成二十九年八月二十五日から同年九月八日までとする。ただし、申請をしようとする者が他の時期に当該申請を希望する場合は、この限りではない。

四 資格審査の申請の方法

1 資格審査の申請は、競争入札参加資格審査申請書(第一号様式。以下「申請書」という。)に次に掲げる書類を添付し、交通部交通指導課に提出して行わなければならない。

(一) 経営規模等総括表(第二号様式)

(二) 商業登記事項証明書の原本又は写し

(三) 財務諸表(審査基準日の直前二年の各事業年度における決算に係るもの)
 貸借対照表、損益計算書及び利益処分に関する書類

(四) 納税証明書(審査基準日直前の事業年度一年分)

法人税、消費税及び地方消費税に係るもの並びに法人事業税及び法人住民税に係るもの(申請者の所在地を管轄する都道府県で発行した法人事業税及び法人都道府県民税に係るもの)

(五) 許認可証等の写し

契約の履行に関し、法令等に基づく許可、認可又は登録等が必要な場合は、当該許可、認可又は登録等を受けていることを証する書類の写し

(六) 障害者雇用状況報告書の写し

(七) ISO 認証取得登録証の写し

(八) 役員等一覧表(第三号様式)

(九) その他青森県警察本部長が必要と認めた書類

2 申請書及び1の(三)の財務諸表は、日本語で作成し、1の(四)から(九)までの添付書類について外国語で作成されているものには、日本語の訳文を付記又は添付するものとする。

3 1の添付書類の金額欄については、出納官吏事務規程(昭和二十二年大蔵省令

第九十五号) 第十六条の規定による外国貨幣換算率の例により日本通貨に換算し、記載しなければならない。

五 資格審査の結果の通知

資格審査の結果は、書面により申請者に通知する。

六 競争入札参加資格の格付の有効期間

競争入札参加資格の格付の有効期間は、五の規定による格付の決定の通知において指定する日から平成三十二年九月三十日までとする。

七 申請書の記載事項の変更届等

申請書を提出した者は、次に掲げる事項について変更があったとき、営業を廃止したとき又は休業するときは、直ちに競争入札参加資格審査申請書記載事項変更(休・廃業)届(第四号様式)を提出しなければならない。

ただし、1から3までに係る事項について、その内容が登記事項である場合は、商業登記事項証明書の原本又は写し及び役員等一覧表(第三号様式)を添付するものとする。

1 商号又は名称

2 本社又は年間委任状を提出している支店等の所在地又は住所

3 代表者又は年間委任状の受任者の職及び氏名

4 その他競争入札参加資格に関し重要と認められる事項

八 競争入札参加資格の更新手続

競争入札参加資格の更新を希望する者は、平成三十二年八月に予定している同年十月一日以降の期間についての競争入札参加資格審査対象並びに資格審査の申請の時期及び方法等に係る公示に基づき、更新手続を行わなければならない。

第1号様式

年 月 日

青 森 県 警 察 本 部 長 殿

申請者 所在地又は住所
商号又は名称
代表者職氏名
印

競争入札参加資格審査申請書

青森県が締結する役務の提供を受ける契約(放置車両の確認及び標章の取付けに係るものに限る。)に係る競争入札に参加する者に必要な資格の審査について関係書類を添えて下記のとおり申請します。

なお、この申請書及び添付書類のすべての記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

記

1 希望する業務

役務の提供

2 希望する業種

放置車両の確認及び標章の取付け

(注) 申請書は各業種毎にそれぞれ個別に申請してください。

第2号様式

経営規模等総括表

区 分 新規・継続

区分 業務の提供 番号

審査値	格付
-----	----

(単位：千円)

フリガナ 商号又は 住所は		代 表 者 職 氏 名	
住所は	〒	電 話 番 号	
又 在 地		F A X 番 号	
主 たる 所	〒	電 話 番 号	
営 業 所		F A X 番 号	
等 住 所			
希 望 する 業務	役務の提供		
希 望 する 業務種	放置車両の確認及び標章の取付け		
平 均 生 産 額 又 は 販 売 額	直前第2年度決算 ①	直前第1年度決算 ②	年間平均実績高 (①+②) / 2
自 己 資 本 金 (元入金)	直前決算時	剰余(次相)金処分	計
資 本 積 立 金 (準備金)			
本 額			
次明細科目 (次相) 金			
額 計			
職 員 数	技術関係職員 人	事務関係職員 人	その他 人
計			計 人
経 営 比 率	流動資産 () × 100 = % 流動負債 ()		
営 業 年 数	創 業 日 年 月 日	現組織変更日 年 月 日	営業中断期間 年 月 ~ 年 月
障 害 者 雇 用 状 況	障 害 者 雇 用 状 況 報 告 義 務 有 無	障 害 者 雇 用 状 況 報 告 義 務 有 無	雇 用 障 害 者 数 人
I S O 認 証 取 得	有 (ISO9001、ISO14001)		無

(注) 太枠の欄は記入しなさい。

(裏面)

青森県と契約を希望する支店・営業所等一覧

1	〒	電 話 番 号	
		F A X 番 号	
2	〒	電 話 番 号	
		F A X 番 号	
3	〒	電 話 番 号	
		F A X 番 号	
4	〒	電 話 番 号	
		F A X 番 号	
5	〒	電 話 番 号	
		F A X 番 号	
6	〒	電 話 番 号	
		F A X 番 号	
7	〒	電 話 番 号	
		F A X 番 号	
8	〒	電 話 番 号	
		F A X 番 号	
9	〒	電 話 番 号	
		F A X 番 号	
10	〒	電 話 番 号	
		F A X 番 号	
11	〒	電 話 番 号	
		F A X 番 号	
12	〒	電 話 番 号	
		F A X 番 号	
13	〒	電 話 番 号	
		F A X 番 号	
14	〒	電 話 番 号	
		F A X 番 号	
15	〒	電 話 番 号	
		F A X 番 号	
16	〒	電 話 番 号	
		F A X 番 号	

